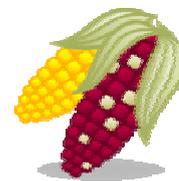


貸金業法の改正で何が変わるか



貸金業法の改正

平成 18 年 12 月、貸金業法は大幅な改正が行われました。改正の主なポイントは、次の 3 点です。

1) 貸金業の適正化

5,000 万円以上の純資産がないと、貸金業の登録・営業ができない等

2) 過剰貸付けの抑制

多重債務者を生まないために、総借入額が年収の 3 分の 1 以内に収まるよう「総量規制」を設ける

3) 金利体系の適正化

グレーゾーン金利の廃止のため、出資法の上限金利を利息制限法の上限金利と同じ 20% に引き下げる
(現在の出資法の上限金利は 29.2%)

改正法では、体勢の準備期間を考慮し、4 段階に分けて施行。平成 22 年 6 月 18 日までには上記 3 点が完全施行される予定です。

では、なぜ上記のような大改正が行われたのか、その経緯をみていきましょう。

もともとの貸金業法とは

貸金業法は、昭和 58 年に「貸金業の規制等に関する法律(貸金業規制法)」として成立しました。それまでは、事実上の規制は存在せず、出資法の上限金利も年率 109.5%、取り立てに関しても野放図で、過酷な取立てに一家心中などが相次ぐ「サラ金地獄」が社会問題となってきたことが背景にあります。

その後、平成 3 年に貸金業規制法の一部改正法が施行。バブル崩壊後の大手ノンバンクに対する法的枠組みのあり方について対策が取られました。代わりに台頭してきた商工ローンは、保証人に対する取立て行為等が問題視され、平成 12 年に出資法の上限金利を引き下げる改正法が成立・施行。昭和 58 年 11 月には 73%、昭和 61 年 11 月から 54.75% に、平成 3 年 11 月には 40.004% と貸金業規制法成立以降計画的に引き下げられてきた出資法の上限金利も、平成 12 年 6 月には 29.2% まで引き下げられ、今日に至っています。

法改正や金利引き下げが行われると、業界内では一旦は引締めによる縮小があるものの、反面、新しいビジネスモデルが台頭し、それが次の社会問題を誘発するという構図がくりかえされてきたといえるでしょう。平成 12 年 6 月、金利の高さが問題の温床と見られ、前述のように上限金利の引き下げを含む法改正が行われると、中堅以下の貸金業者等は経営が立ち行かなくなり、いわゆるヤミ金融、登録違反業者の急増を生じさせました。

この背景には、もちろん、高金利であっても、正規の貸金業者ではなくても、借りざるを得ない、個人消費者や中小事業者の存在があることを忘れてはいけません。業界が規制されることにより真っ当に借りることができなくなった利用者が向かうところはどこか、ということが見過ごされ、法改正のもとで、新たな被害者を増産し続けてきたのが、実態ではないでしょうか。

平成 12 年の法改正では、3 年を目途とした見直しの附則が盛り込まれていましたが、ヤミ金融被害の増加が大きな社会問題となり、平成 15 年 8 月にヤミ金対策を中心とした法改正が成立、翌年 1 月より施行されます。しかしながら、抜本的な整備には至らず、利息制限法を越える金利の有効性（利息制限法の上限金利 20% と出資法の上限金利 29.2% との間を指すいわゆるグレーゾーン金利）を認める貸金業規制法 43 条の整備も後回しとなっていました。

平成 18 年の改正は、平成 15 年の法改正の附則で、施行後 3 年を目途に必要な見直しを行うとされていたことによるものですが、大幅な改正に至った理由は他に存在します。

平成 18 年改正はなぜ大幅なものに至ったのか

平成 17 年 4 月より金融庁の私的諮問機関による「貸金業制度等に関する懇談会」がスタート。ただし、当初は定期的な見直しとしてしか位置づけられていなかったところ、多重債務問題への早急な解決への対応に主点が置かれるようになってきたことと、平成 18 年 1 月 13 日最高裁が下した規制法 43 条のグレーゾーン金利での貸付を無効とするに等しい判決により、状況が一変。グレーゾーン金利の撤廃や、過剰融資防止強化対策として 1 人当たり借りられる額に上限を設ける「総量規制」の導入といった大改革へとつながっていくこととなります。

さらに追い打ちをかけたのは、平成 18 年 4 月 14 日に下された大手消費者金融会社のアイフルの苛酷で違法な取立てに対する全店業務停止の行政処分です。これを機に、懇談会でも業界寄りの発言はタブー視されるようになり、一気に規制推進派（消費者保護寄り）の意見へと傾くことになったのです。

懇談会が、「上限金利を利息制限法の上限金利（20%）水準に向け引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」という中間報告を同年 4 月 21 日にまとめると、自民党へと議論の場は移ります。平成 14 年、15 年と自己破産者数が勢い 20 万人を超えてきたこと（図表参照）や、借金苦を理由とした自殺の増加といった、近年の多重債務問題の放置は、野党からの攻撃材料となる懸念と、時の与謝野馨金融担当大臣が消費者金融に厳しい姿勢を示していたことも後押しし、平成 18 年 10 月 31 日には、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ法律案が国会に提出。同年 12 月 13 日に可決・成立に至ったというのが大筋の経緯です。

改正によって日本の消費者金融の歴史は変わるのか？

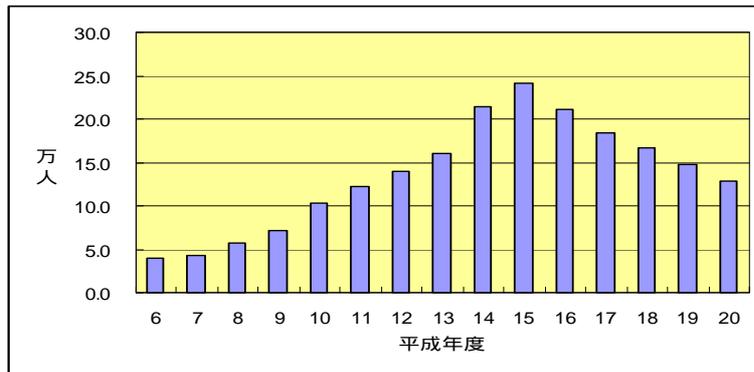
今回の改正では、「貸金業規制法」から、「貸金業法」へと名前が変わりました。規制という文字がはずされたのは、大幅な改正という理由の他に、消費者金融・貸金業界への再スタートの願いが込められているそうです。

ただし、一方では、規制強化により、貸し渋りの増加、ヤミ金融のさらなる横行が助長され、もっとひどい多重債務者を生むといった懸念も指摘されています。中小企業の資金繰りにも影響を与え、貸金業者の縮小・衰退だけではなく、多くの中小企業が倒産に追い込まれ、日本経済に与えるダメージを危惧する声も聞かれます。

改正貸金業法によって、日本の消費者金融は「正しく改められていく」のか。私たちの今後の生活に与える影響にも留意していく必要があるでしょう。



(図表) 自己破産件数の推移



最高裁判所「司法統計」を元に著者作成

貸金業法改正のより詳しい内容は、「貸金業法改正で何が変わるか～知っておきたい改正貸金業法とファイナンシャルプランニング」(株)日税ビジネスサービス発行・日本FP協会認定継続通信教育教材)でもお読みいただけます。

< 著者プロフィール >

佐藤 益弘 氏

株式会社 優益FPオフィス 代表取締役。

ファイナンシャルプランナー (CFP 資格認定者)。

共栄大学 (学校法人共栄学園) 非常勤講師。

東洋精糖 (株) の不動産部門にてマンション開発・販売統括・管理支援などの主任を務める中、FP 資格を取得。

2000 年 8 月より独立系 FP として独立。(株) 住まいと保険と資産管理 ほか 3 つの独立系 FP 会社設立に参画する。現在、顧客サイドに立ったシンの独立系 FP のネットワーク確立のため、専門家マッチングサイト (WEB)

「マイアドバイザー」を運営。数少ない金融商品販売を伴わない独立系 FP として活動中。

著書に「ネコでもわかる不動産投信 入門の入門」(中経出版) など。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局 (株) 日税ビジネスサービス 総合企画部) までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488